

発行者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内 克伸

## 一般債振替制度への同意のお願い

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では、平成 18 年 1 月 10 日より、一般債振替制度（以下、「当制度」といいます。）を開始いたしました。当制度は、社債等の振替に関する法律（平成 15 年 1 月 6 日施行、以下、「社振法」といいます。）に基づき、社債、地方債、公社・公団債、円建外債などの権利移転を、コンピューター上の振替口座簿（弊社及び当制度に参加する銀行・証券会社等の口座管理機関が管理）における残高の増減額記録により行う決済制度です（以下、弊社が当制度にて扱う社債等を「振替債」といいます。）。

平成 20 年 1 月 6 日以降は、従来の登録債・現物債についての税制優遇措置（注）はなくなり、振替債にのみ適用されています。

当制度において、皆様の発行する債券を取り扱うためには、あらかじめ弊社が取り扱うことについて、発行者の皆様から同意を得る必要がある旨、社振法第 13 条に定められています。

発行者の皆様におかれましては、本制度の趣旨・メリットをご理解賜り、皆様の発行する債券を当制度において取り扱うことについて、御同意いただきたくお願い申し上げます。

敬具

### 【投資家の税制優遇措置】（注）

所得税法 10 条 1 項 3 号のマル優、同法 11 条 4 項の公共法人等（年金基金・共済組合等）の非課税

租税特別措置法 4 条 1 項 1 号の特別マル優、同法 4 条の 2 第 1 項 3 号の住宅財形、同法 4 条の 3 第 8 項の年金財形、同法 8 条 1 項 1 号の指定金融機関等の源泉徴収不適用

## 発行者の参加手続き（発行体コードが付番されていない私募債等の発行者）

以下の手続きをお願いいたします。

「同意書兼発行代理人及び支払代理人選任届出書（以下、「同意書」といいます）」の  
発行・支払代理人（取引銀行）への提出

※同意書の銘柄表欄に記載された銘柄について、弊社が取り扱うことに対する同意（社振法第 13 条）と、  
発行・元利払事務等に関する弊社との間の事務を取り扱う発行・支払代理人の選任（弊社作成の社債等  
に関する業務規程第 12 条第 1 項）のための書類です。

（注） 私募債を振替債として発行する際には、都度、その発行の決定において、当決定に基づき発行する  
私募債について社振法の適用を受けることとする旨を定めた上で、上記同意書を発行・支払代  
理人に提出していただきます。制度参加の受付フローの詳細については、弊社ホームページ  
([http://www.jasdec.com/sb/sb\\_08.html](http://www.jasdec.com/sb/sb_08.html)) をご覧ください。

同意に係る手続きの詳細につきましては個別に取引銀行までお問い合わせ下さい。

また、一般債振替制度に関しましては弊社作成の「一般債振替制度に関する Q&A（私募  
債の発行者向け）」をご参照下さい。尚、弊社ホームページ <http://www.jasdec.com/sb/index.html>  
においてもご案内させて頂いております。

以 上